

（尾灯）

第 206 条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 37 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 尾灯は、夜間にその後方 300 m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 5 W 以上で照明部の大きさが 15cm² 以上（平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に備える尾灯にあっては、光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm² 以上）であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。

二 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

三 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四 尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる尾灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯

3 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 37 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 尾灯は、前条第 3 項第 1 号の基準に準じたものであること。

二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1 m 以下、下縁の高さが地上 0.35 m 以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上 0.35 m 以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

四 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

五 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。

六 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最

高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

七 尾灯は、点滅するものでないこと。

八 尾灯の直射光又は反射光は、当該尾灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九 尾灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。

十 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75 m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項第3号の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

十一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの（被牽引^{けん}自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引^{けん}自動車を除く。）であって、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上 2.1 m以上となるように取り付けられたものにあっては、第1項第3号の規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5 mを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える尾灯が左右2個ずつであり、下側に備える尾灯にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5 m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2.1 m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える尾灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

4 次に掲げる尾灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適

合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯
- 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯